

大学院法学研究科

●入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

法学研究科は「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」における教育目標に適う人材を育成するために、次のように入学者受け入れを行います。

研究者、高度専門職業人の養成という目的のため、明確な目的意識を持ち、法律・政治に関心を有するとともに、それらの専門的知識を修得している者又は修得しようとする意欲のある者を求めています。

上記資質を有するものであれば、社会人、大学卒業生（「特修プログラム制度」を含む）その他経歴・学歴を問わず広く多様な者を受け入れます。そのために、年一回の進学説明会を開催するほか、随時個別の相談も受け付けることをホームページで周知しています。

このような者が、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に沿って塾的精神が生きる講義の中で多様な者と切磋琢磨し、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の基準を満たすことにより学位を得て、研究者、高度専門職業人として社会に成果を還元できる人材となることを期待します。

●教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

法学研究科は、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に掲げる目標の達成のために、以下のような教育内容、教育方法、教育評価に基づき、教育課程を編成します。

<教育内容>

研究者、高度専門職業人の養成という目的に定めるため、多様な講義演習科目を用意し、高度専門職業人として必要な知識を修得できるようにしています。

<教育方法>

法学研究科は、社会人入学者が多く勤務後に受講するという実態も考慮し、夜間の時間帯にシフトした時間割としています。

履修登録時のガイダンスでは、法学研究科教務委員が法学研究科全体の説明を行い、各指導教員は体系的な履修となるよう指導した上で、学生がシラバスを検討して履修計画を立てます。また、大学院学生は研究者の一員であることも踏まえ、修士論文作成に当たり問題となる倫理上の問題について示します。

<教育評価>

（修士論文）

修士論文の作成に当たっては、入学時に学生が作成した研究計画書を踏まえ、指導教員が各段階において各人の研究の進捗状況に合わせた指導を行います。また、後期当初には中間報告会を設けて学生全員が修士論文テーマの報告をし、最終的な修士論文完成に向けた動機付けを行います。

研究テーマについては文献の収集・読解を行うとともに、「演習」「研究指導」を通じて考察を深め、各人にとってライフワークとなる修士論文の作成につなげることができるようにします。

修士論文作成の過程において、ガイダンスで示した修士論文作成の倫理を再度想起させ、文献の引用等で盗用その他不適切な行ないがないよう具体的に指導します。

（院生アンケート）

前期終了時を目途として「法学研究科院生アンケート」（主として学修環境に係るもの）を実施、学生の意見を聴取したものを法学研究科教授会に諮り改善に資するようになります。

後期終了時を目途として「法学研究科授業評価アンケート」（個別の授業評価に係るもの）を実施、学生の意見を聴取したものを法学研究科教授会に諮るとともに各担当教員に回付して改善に資するようになります。

(特修プログラム)

「特修プログラム制度」を設け、本学法学部の学生で3年次に口述試験により選考された者は、4年次から学部の講義と並行して一定の範囲内で法学研究科の受講ができ、学部卒業とともに法学研究科に進む5年一貫プログラムを用意しています。

●卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学の建学の精神である「塾的精神による人材養成」という基本理念の下、「九州国際大学大学院学則」第2条（大学院の目的）では「北九州の地域に立脚し、国際的視野をもった理論・実践両面に明るい人材を養成するために、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与することを目的とする」とあり、同条を受けた「九州国際大学大学院法学研究科規則」第1条の2（研究科の目的）では「研究科は、大学院学則第2条の目的を達成するため、学修意欲に溢れる幅広い階層の者に対して理論研究の場を提供し、もって、社会の多方面で活躍しうる研究者、高度専門職業人を養成する」と規定しています。

このような方針を踏まえ、①法律・政治の分野における高度専門職業人として必要な知識を修得し活用できる、②法律・政治に関する研究テーマを自分のものとして修得し活用できる、③修得した高度専門的知識及び研究テーマに関する知識・考察を地域社会等に還元できるという能力を備えたか、法学研究科は次のような方法により審査し卒業認定・学位授与を行います。

修士（法学）の学位授与に当たっては、主査（指導教員）及び2名の副査から成る論文審査委員が、提出論文について、倫理問題を含め、問題意識、論述の一貫性、研究方法、結論の妥当性等の多方面から質疑応答を含め公正かつ厳格に審査します。この審査は学内において法学研究科教員に公開するとともに、最終的な合否判定は法学研究科教授会で行います。

修士論文作成の前提として、所定の講義科目より指導教員の担当する講義科目4単位、演習4単位及び研究指導4単位を含め、合計32単位以上を修得することが求められます。